

監査公表第 649 号

行政監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 28 日

京都市監査委員 富 喜久夫  
同 安 井 勉  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

平成 21 年度行政監査（平成 22 年 3 月 19 日監査公表第 632 号）

（環境政策局－1）

指 摘 事 項
ア 重要情報の管理 （ア）記録媒体の管理方法 外部記録媒体（ハードディスク）について、鍵の掛からないキャビネットに保管されており、施錠管理がされていないものがあった。 紛失、盗難等による個人情報及び重要情報の漏えいにつながるおそれもあることから、施錠管理するなど、適切に取り扱うようにされたい。 （施設建設課）

講 じ た 措 置
外部記録媒体については、平成 22 年 4 月から鍵の掛かるキャビネットに保管するように改善し、適切な施錠管理を周知徹底した。 （施設整備課（旧施設建設課））

指 摘 事 項
ア 重要情報の管理 (ア) 記録媒体の管理方法 ノートパソコン及び記録媒体について、ロッカーなど鍵の掛かる場所で保管されず、机の上に置かれたままになっているなど、施錠管理がされていないものがあった。 紛失、盗難等による個人情報及び重要情報の漏えいにつながるおそれがあることから、施錠管理するなど、適切に取り扱うようにされたい。 (市立病院管理課，栄養科，市立京北病院)

講 じ た 措 置
机の上に置かれたままのノートパソコンについては、ワイヤーで机に固定し施錠ロックをすることや記録媒体については机の中に入れ施錠するなど、紛失、盗難等のないよう改善を行った。

指 摘 事 項
<p>ア 重要情報の管理</p> <p>(ア) 下京中学校では、私物のパソコン、周辺機器類及び小型大容量記録媒体(以下「USBメモリ等」という。)を業務において使用していた。また、音楽高等学校では、PTAから寄贈を受けたパソコンを備品として登録しない状態で業務において使用していた。</p> <p>備品として管理していない周辺機器をネットワークに接続することやUSBメモリ等を業務において使用することは禁じられている。また、本市の情報機器類に私物のパソコン、周辺機器類、USBメモリ等をネットワークに接続した場合、コンピュータウイルスの感染や、紛失、盗難等による個人情報及び重要情報の漏えいにもつながるおそれが生じる。</p> <p>本市の備品として管理していない情報機器類及び記録媒体については、京都市教育委員会情報セキュリティポリシー、周辺機器の増設に関する運用基準及び小型大容量記録媒体に係る運用管理基準に従い、適切に取り扱われたい。</p> <p>(下京中学校, 音楽高等学校)</p>

講 じ た 措 置
<p>本市の備品として管理していない情報機器類及び記録媒体の適正管理に向けて、平成22年5月25日に「管理職 情報セキュリティ研修会」を実施し、各校園長に対し、京都市教育委員会情報セキュリティポリシー等の遵守を求めるとともに、平成22年7月21日付で全市立学校・幼稚園へ通知を行い、私物の情報機器類や小型大容量記録媒体の使用禁止等、特に十分留意が必要な点について周知徹底を図った。</p> <p>なお、指摘を受けたPTAから寄贈を受けたパソコンについては、寄附受納の手続きを取り、備品として登録されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
ア 重要情報の管理 (イ) ノートパソコン及び外部記録媒体(ハードディスク)について、ロッカーなど鍵の掛かる場所で保管されず、机の上に置かれたままになっているなど、施錠管理がされていないものがあった。 紛失、盗難等による個人情報及び重要情報の漏えいにつながるおそれもあることから、施錠管理するなど、適切に取り扱われたい。 (紫竹小学校, 御室小学校, 加茂川中学校, 下京中学校, 大宅中学校)

講 じ た 措 置
ノートパソコン及び外部記録媒体(ハードディスク)の適正管理に向けて、平成22年5月25日に「管理職 情報セキュリティ研修会」を実施し、各校園長に対し、京都市教育委員会情報セキュリティポリシー等の遵守を求めるとともに、平成22年7月21日付で全市立学校・幼稚園へ通知を行い、パソコン等については、机の上に放置せず、施錠保管等を行う必要があることについて周知徹底を図った。 なお、指摘のあった各学校については、業務終了後にノートパソコン等を施錠可能な保管庫や机の引出しに保管するなど、適切な取り扱いとなるよう改められていることを確認した。

(監査事務局)